

国民健康保険税のしくみが変わります

国民健康保険税の税率・限度額が決まりました

4月1日号の広報でもお知らせしましたように、平成20年度の国民健康保険税の算定に後期高齢者支援金分が新たに加えられました。それに伴う税率・限度額が決まりましたので、お知らせいたします。



平成19年度国民健康保険税の算定表

医療費分 (全年齢層)	介護費分 (40歳以上～65歳未満)
所得割【前年所得に応じた保険税】	
(前年所得 - 33万円) × 9.0%	(前年所得 - 33万円) × 1.1%
均等割【加入者の人数に応じた保険税】	
28,000円 × 人数	6,300円 × 人数
平等割【世帯ごとの定額保険税】	
28,800円	3,700円
限度額	
56万円	9万円

平成20年度国民健康保険税の算定表

医療費分 (0歳～75歳未満)	新設 後期高齢者支援金分 (0歳～75歳未満)	介護費分 (40歳以上～65歳未満)
所得割【前年所得に応じた保険税】		
(前年所得 - 33万円) × 7.1%	(前年所得 - 33万円) × 1.9%	(前年所得 - 33万円) × 1.1%
均等割【加入者の人数に応じた保険税】		
21,000円 × 人数	7,000円 × 人数	6,300円 × 人数
平等割【世帯ごとの定額保険税】		
23,000円	5,800円	3,700円
限度額		
47万円	12万円	9万円

「後期高齢者支援金分」は、これまでの「医療費分」の一部が後期高齢者医療制度の財源の一部として明確化されたものです。前年度と比較して税率等の合計額は変わりませんが、4月号の広報でもお知らせしましたように、公的年金特別控除の廃止に伴い、国保税が上がる場合があります。また前年度より賦課限度額の合計額が3万円(65万円 - 68万円)上がっています。

長寿〔後期高齢者〕医療制度（75歳以上の新たな医療制度）に伴う国民健康保険税の軽減について（※介護費分は除く）

平成20年4月以降、国民健康保険から長寿〔後期高齢者〕医療制度（75歳以上の新たな医療制度）に移行する人がいることにより、国民健康保険の加入者が1人となる世帯については、長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行した月より5年間、医療費分および後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

所得の低い世帯の国民健康保険税の軽減について

今まで国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険加入者および世帯主の前年所得と国民健康保険の加入者数に応じて、国民健康保険税の軽減措置（7割、5割、2割）を行っていましたが、平成20年4月以降、国民健康保険から長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行になった場合でも、今までの軽減判定に変わらないように、その移行する人の人数および前年所得も含めて軽減判定を行います。その際の軽減の期間は長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行した月より5年間となっています。

◎国民健康保険税の納税通知書は7月上旬に送付を予定しています。

■問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線 424・425